

◆事業名 : 学習支援ボランティア事業

◆石川県金沢市（福祉局福祉総務課）

◆キーワード：『派遣方式』

◆事業ポイント

○学生ボランティアを中心とした派遣方式の学習支援

○ホームフレンド事業の経験やノウハウを活かしている。

○個別の学習方法の習得を目的とした指導

◆事業の概要

項目	内容
①世帯数・面積	199,067世帯（H27年3月1日現在）、468.2km ²
②児童扶養手当受給者数	3,492人（H26年12月末日現在）福祉行政報告例
③開始時期	平成24年4月1日
④対象年齢	中学生
⑤事業対象の要件等	市内のひとり親家庭の児童
⑥実施体制	委託（金沢市母子寡婦福祉連合会）
⑦スタッフ	委託先の1人（登録管理、研修、派遣（マッチング）、報告、活動費の支出）
⑧事業形態	派遣方式のみ
⑨事業内容	41世帯42人の児童を対象に派遣方式による学習支援を実施している。
⑩実施場所	ひとり親家庭の自宅
⑪実施頻度	月2回程度（各4時間以内、19時まで）
⑫ボランティア登録数	58人（学生：56人、教員OB：0人、社会人：2人）
⑬児童数	42人（中学生）
⑭事業費（H26年度）	2,620,000円 人件費、ボランティアの活動費、活動旅費、研修会（意見交換会含む）経費、保険料、郵便・通信料、振込手数料、事務用品費

◆事業経緯

金沢市では、平成9年度から「ホームフレンド事業」を実施しているが、平成24年度の国の方針を受けて、学習支援ボランティア事業を開始した。

ひとり親家庭にホームフレンドを派遣する「ホームフレンド事業」において、学習相談などは行っていたため、学習支援ボランティア事業を始めることで、より学習支援の充実が図れると考えた。

また、金沢市では「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012」において同事業を新規計画として位置付けたことも背景にあった。

事業開始に当たっては、派遣方式としたが、これには、これまでのホームフレンド事業において、ボランティア学生の募集経験やボランティア学生と家庭との調整業務などのノウハウがあったこと、

石川県の主要な大学が金沢市に集中しており、学習ボランティアの確保がし易いということが円滑な事業開始につながった。

◆具体的な事業内容

[事業対象者]

事業対象者は、母子家庭及び父子家庭の中学生の児童である。

小学生を対象としていないのは、小学生はこれまでの「ホームフレンド事業」の中の学習支援（宿題程度）でカバーできると考えたからである。

[派遣方式]

派遣は現状、41世帯42人となっている。

教室形式にしていないのは、いくつか課題があるからである。主なものとして、ボランティアは

保険があるが、児童が教室に通っている最中に事故等があった場合の補償問題があげられる（すべての親が車で送迎できないし、自転車や徒歩、バスなど様々な交通手段になると難しい）。

[学習科目]

- ・中学生：国語、数学、英語、理科、社会
- 基本的に、義務教育までをこの事業の対象と考えているため、高校生は除外している。これには、ボランティアの確保が背景にある。

[利用料]

利用料は徴収しておらず、今後も徴収の予定はない。

[ボランティアへの謝金]

ボランティアへは、1回（4時間以内）につき2,660円の活動費と1,000円を上限に実費の活動旅費を支給している。

◆支援内容

[学習指導]

当市の事業の目的は、学力向上を目指すのではなく、学習習慣の定着や勉強方法の取得、また、生活面等の相談を受けるといったことが中心であり、親にもこの点について理解を求めている（実際、月2回程度の派遣では、学力向上は難しい）。

派遣する場合は、親等の大人がその時間在宅していることが条件であり、子どもだけ在宅の場合は派遣しない。

次回の日時の調整は、ボランティアと家庭の間で決めており、派遣時に次回の日程を決める方式をとっている（初回のみコーディネーターが調整）。

また、途中で止める子どもは少ないながらも存在するが、その場合は、ボランティアを含め、子どもが再開する気持ちになるまで待っている。

支援回数は、月2回程度となっている。

[ボランティアと生徒の比率]

派遣方式のためマンツーマンである。

[進路相談]

進路については、学生ボランティアの経験の中での相談を受けている。

[教材]

教材は、基本的に学校の教科書や児童の所有する教材である。

[その他]

派遣支援は、1回当たり4時間以内であるが、多くのボランティアは時間を最大限活用している。

金沢市母子寡婦福祉連合会によれば、毎月の報告書を読むと、大半のボランティアが各自工夫しながら真摯に取り組んでいるのがわかるとしている。

◆事業実施体制

事業は、「金沢市母子寡婦福祉連合会」に委託しているが、市と母子寡婦福祉連合会の業務分担は以下の通りである。

（金沢市）

利用希望者の受付と名簿登録、派遣申請書の受理、派遣に当たっての一人親の面接、ボランティアの登録受付、面接、名簿登録。

（金沢市母子寡婦福祉連合会）

名簿の管理、ボランティアの募集活動、ボランティアと家庭の面談、ボランティアや家庭からの様々な相談、年2回のボランティアの交流会の実施、年1回のボランティア向け研修会の実施。

派遣の調整などは、夜に行う場合が多く、夜に残って対応することも珍しくない。

派遣については、1人のボランティアが1家庭を担当するケースが大半であるが、中には2家庭を担当するボランティアもいる（車等の移動手段があり、時間的な余裕が多い学生に限られる）。

ボランティアは、面接により適性等を見て、さらに、親と子どもとの3者面談をしたうえで派遣している。

また、ボランティアと児童の組合せはほぼ固定化している。

ボランティアには、毎月、報告書の提出を義務付けている。また、困ったこと等があったら、コーディネーターへ相談する。相談を受けたコーディネーターは、他のボランティア等から相談案件についての情報や意見を聞いた上で、個別に対応している。

[保護者との交流]

保護者同士の交流会などは行っていない。

親の多くは仕事をしているため、時間が取れないことが理由である。

◆ボランティアの確保・養成

ボランティアの登録人数は58人、内訳は、学生56人、社会人2人となっている。

平成24年度は25人、平成25年度が47人と増加している。

ボランティアは、大学生が中心であり、男女比は半々である（当初は女性が多かった）。

社会人の2人は、学生時代に当事業のボランティアを行っていた人であり、社会人になっても継続してボランティアを行っている。

ボランティアは、男子児童には男性ボランティア、女子児童は女性ボランティアが派遣される。

ボランティアは、学生が中心のため、4月～6月や試験前は不足するケースが発生する。

そのためにも、十分な人数を確保する必要があるが、実際は、利用者と微妙なバランスを保っているのが実情である。

[ボランティアの募集]

大学へ募集ポスター掲示や学生へメール配信を依頼している。

大学によっては、学生への一斉メール配信を行っており、これは反響が大きい。

[ボランティアの条件、登録手順]

ボランティアの場合は、原則的にすべて受け入れ登録する。

登録は、金沢市福祉総務課が面接（説明）→申請→登録となる。

[ボランティアの育成等]

ボランティアに対しては、年に2回程度の交流会を実施している。この場で、ボランティア同士の情報交換や悩み相談などを話し合っている。

[協力大学等]

金沢大学が8割以上を占め最も多い。その他の大学としては、金沢美術工芸大学、石川県立看護大学、金沢星稜大学、金沢学院大学、金城大学、北陸学院大学、北陸大学等である。

◆利用者の募集

利用者の募集は、金沢市及び母子寡婦福祉連合会のホームページへの掲載及びチラシの配置、児童扶養手当現況届の通知へのチラシ同封及び現況届の会場にポスターやチラシを設置して行っている。

また、地区の母子会に対しては、会合の時などに当事業の説明を行い、地域の対象者には案内してほしいと伝えている。

◆事業の実績

派遣世帯数は、現状、41世帯、42人であるが、事業を始めた平成24年度で16世帯、平成25年度は39世帯と年々増加傾向にある。

[学習参加状況]

派遣方式である。

母子寡婦福祉連合会には、家庭とボランティアの調整を一任しているが、支援回数が減っても特に個別の対応（対策）は行っていない。

◆事業立ち上げに関して

[委託先の選定]

従前よりホームフレンド事業の委託先であった、金沢市母子寡婦福祉連合会に委託した。

[庁内の調整]

当事業は、国の推奨事業であり、「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012」における新規計画の位置づけとして調整した。

特に、ホームフレンド事業の拡充的な方向で実施したこと、事業委託先も同じであったこと、市の新規計画になっていたこと等から事業実施における問題はほとんどなかった。

[他施策との関連]

当市では、被生活保護世帯対象の学習支援施策（教室方式）を実施している。

◆事業の効果

学習習慣の定着、学習意欲の向上がみられる。
多くの場合、親側の学習させたい、学力向上を図りたい、受験対策のためという考えで申請してくるケースが多いため、必ず面談をして子どもの意思を確認している。

同事業は、あくまで学習に向かう習慣や学習意欲の向上が主目的であり、また、子どもの悩みを一緒に解決し、子どもに寄り添う支援を行うことも重要と考えている。

◆当事業への意見や考え方

[本人]

児童本人にアンケートは実施していないが、今後の実施を考えている。

[親]

親からは、「活動回数増の希望」、「活動可能時間の延長」、「大人が在宅していない場合でも活動を希望」といった意見がある。

[委託先]

現状の方式と規模で、円滑に運営ができていますが、支援回数が増えれば、利用家庭の増加やボランティアの確保が困難になることが予想される。

現状より利用者が増大した場合、家庭やボランティアへのきめ細かい対応等に困難が予想されるため、コーディネーターの増員も必要と考えられる。

[ボランティア]

もっと、回数を増やしたいという声は聞かれるが、本業は勉学なので無理に要請する訳にもいかない。

また、月2回だからボランティアに参加している学生もおり、これ以上回数が増えるとボランティアを辞める可能性もあり悩ましい。

[自治体]

市としては、当事業を家庭教師の役割ではなく、学習を支援する目的で事業を実施、学習習慣の定着や意欲向上の点の支援施策として評価している。

◆現状の課題と今後の目標

ボランティアの活動可能日時と家庭の派遣希望日時に偏りがあるが、現状のボランティア数と家庭数でバランスが保たれている状況にある。

そのため、派遣希望家庭が増大すれば、ボランティアの確保が困難となる。

現在は、試行錯誤の状況であり、地道に続けていくことが重要であると考えている。

また今後は、ボランティアの交流会や研究会を充実させることも必要と考えている。

市では、これまで行ってきたホームフレンド事業のベースがあったこと、大学が多く市内に存在していること等派遣方式で当事業を実施できる条件がそろっていたことが、現状うまくいっている理由と考えている。

◆実施要綱

金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施要綱
 (平成24年4月1日決裁)
 改正 平成26年10月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭又は父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の中学生に対する学習の支援等を行う学習支援ボランティア事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学習支援ボランティア事業 ひとり親家庭の中学生に対し学習を支援し、又は進学相談等を行う大学生等のボランティア(以下「学習支援ボランティア」という。)を当該中学生の家庭に派遣する事業をいう。

(2) 母子家庭 本市に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子と民法(明治29年法律89号)第877条の規定により現に当該女子に扶養されている児童(20歳に満たない者をいう。以下同じ。)によって構成されている家庭(これらの者以外に同居者がある家庭を含む。)をいう。

(3) 父子家庭 本市に住所を有する法第6条第2項に規定する配偶者のない男子と民法第877条の規定により現に当該男子に扶養されている児童によって構成されている家庭(これらの者以外に同居者がある家庭を含む。)をいう。

(事業の対象となる家庭)

第3条 学習支援ボランティア事業の対象となる家庭は、ひとり親家庭で、中学生に対する学習の支援等を必要とする市長が認めたもの(以下「対象家庭」という。)とする。

(対象家庭登録申請書の提出)

第4条 学習支援ボランティア事業を受けようとする者は、金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣対象家庭登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(対象家庭名簿への登録及び対象家庭受付票の交付)

1

それぞれ通知して、当該学習支援ボランティアの派遣の申請に係るひとり親家庭に学習支援ボランティアを派遣するものとする。

(学習支援ボランティアの派遣期間等)

第10条 学習支援ボランティアの派遣の期間は、原則として1年間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 学習支援ボランティアの派遣の回数は、月2回程度とする。

3 学習支援ボランティアの派遣は、1回につき半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、おおむね4時間以内とする。

(報告)

第11条 第9条の規定により当該ひとり親家庭に派遣された学習支援ボランティアは、毎月の活動状況を、金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア活動状況報告書(様式第9号)により、当該月の末日までに市長に報告しなければならない。

(研修)

第12条 市長は、学習支援ボランティアに対してその業務内容、福祉制度等についての研修を実施し、学習支援ボランティアの業務遂行に支障がないように努めるとともに、学習支援ボランティアの資質の向上を図るものとする。

(指導及び監督)

第13条 市長は、第9条の規定によりひとり親家庭に派遣した学習支援ボランティアに対して、必要な指導及び監督を行うものとする。

(手当の支給)

第14条 市長は、第9条の規定によりひとり親家庭に派遣した学習支援ボランティアに対して、別表に定める手当を支給する。

(秘密の保持)

第15条 学習支援ボランティアは、その派遣された対象家庭に関し、訪問活動等により知り得た秘密を一切漏らしてはならない。学習支援ボランティアとして登録する期間が終了した後も、また同様とする。

(委託)

第16条 市長は、学習支援ボランティア事業を金沢市母子寡婦福祉連合会に委託して実施することができる。

(雑則)

3

第5条 市長は、前条の規定により登録申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、対象家庭として適当であると認めるときは、金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣対象家庭名簿(様式第2号。以下「対象家庭名簿」という。)に登録するとともに、当該対象家庭名簿に登録した者に対して金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣対象家庭受付票(様式第3号)を交付するものとする。

(学習支援ボランティアの業務)

第6条 学習支援ボランティアは、ひとり親家庭の中学生に対し、懇切な学習の支援に努めるとともに、当該中学生の良き理解者として進学相談等に応じるものとする。

(学習支援ボランティアの登録)

第7条 市長は、学習支援ボランティアとなることを希望する者を募集し、当該募集により金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア申込書(様式第4号)の提出があった者について必要な審査を行い、当該審査によりひとり親家庭の福祉の向上に理解及び熱意を有すると認められる者で、中学生に対して適切な学習の支援等が行えるものを金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア登録名簿(様式第5号。以下「学習支援ボランティア登録名簿」という。)に登録するものとする。

2 学習支援ボランティアとして登録する期間は、原則として1年間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、再登録することができる。

3 市長は、学習支援ボランティアとして登録した者に学習支援ボランティアの業務の遂行上不適当な事由があると認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。

(学習支援ボランティア派遣申請書の提出)

第8条 第5条の規定により対象家庭名簿に登録された者は、学習支援ボランティアの派遣を受けようとするときは、金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣申請書(様式第6号。以下「派遣申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(学習支援ボランティアの派遣等)

第9条 市長は、前条の規定により派遣申請書の提出があったときは、学習支援ボランティア登録名簿に登録された学習支援ボランティアのうちから適当であると認める者を選定し、当該選定に係る者については金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア活動依頼書(様式第7号)により、当該学習支援ボランティアの派遣の申請をした者については金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣通知書(様式第8号)により

2

第17条 この要綱に定めるもののほか、学習支援ボランティア事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第14条関係)

区分	手当の額
学習支援ボランティア活動費	半日につき2,660円
学習支援ボランティア活動旅費	派遣1回当たりの実費に相当する額とし、その額は、1,000円を超えないものとする。

出典：金沢市

様式第7号 (第9条関係)

金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア活動依頼書

年 月 日

様

金 沢 市 長 印

学習支援ボランティア派遣対象家庭から学習支援ボランティアの派遣の申請がありましたので、次により活動されるようお願いいたします。

申請者	氏 名					
	住 所					
派 遣 対 象 児 童	氏 名	生 年 月 日	年 齢	学 校 名 ・ 学 年	備 考	
派遣期間						
派遣曜日						
派遣時間						
支援教科						
緊急時の連絡先						

様式第9号 (第11条関係)

金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア活動状況報告書

(年 月分)

年 月 日

(宛先) 金 沢 市 長

学習支援ボランティア

住所 _____

氏名 _____ ◎

ひとり親家庭学習支援ボランティアの活動状況について、次のとおり報告します。

申請者氏名		住所	
対象児童氏名			
活動期間		活動曜日	
活動時間		月間 活動日数	
支援教科			
学 年			
活動日及び活動時間	活動内容	対象児童の状況	

様式第8号 (第9条関係)

金沢市ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣通知書

年 月 日

様

金 沢 市 長 印

先に申請のありました学習支援ボランティアの派遣については、次のとおり派遣します。

学習支援ボランティア氏名			
派遣対象児童名			
派遣期間			
派遣曜日			
派遣時間			
支援教科			

出典：金沢市